

議案第 87 号

飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

消費税率等の引上げ等に伴う改正

飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

1 飛驒市学校開放施設の使用料

行政財産の 名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	8:00 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川小学校	屋内運動場 柔剣道場 卓球場 グラウンド		円	円	円	円	1 山之村小中学校 以外の屋内運動場 については、半面 使用の額とする。 2 屋内運動場照明 施設使用料 1時 間あたり 410円 3 グラウンド夜間 照明施設使用料 1時間あたり 830円 4 古川中学校柔剣 道場・卓球場照明
古川西小学 校		—	730	730	1,460	730	
古川中学校			520	520	1,040	520	
		410	730	730	1,460	730	
河合小学校	屋内運動場	—	730	730	1,460	730	
	グラウンド	410	730	730	1,460	730	
宮川小学校	屋内運動場	—	730	730	1,460	730	
	グラウンド	410	730	730	1,460	730	
神岡小学校	屋内運動場	—	730	730	1,460	730	
神岡中学校	グラウンド	410	730	730	1,460	730	
山之村小中 学校	屋内運動場	—	730	730	1,460	730	

							施設使用料は、使用料に含む。	
吉城高等学校運動場夜間照明施設	夜間照明	1時間 1,780円						
飛驒神岡高等学校運動場夜間照明施設	夜間照明	全灯	1時間 3,560円					
		野球場	1時間 1,780円					
		サッカー場	1時間 1,780円					

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

1 公の施設の使用料

(1) 公民館施設

ア 公民館

公の施設の 名称	区分		使用料					備考
			早朝	午前	午後	1日	夜間	
			6:00	8:30	13:00	8:30	18:00	
			—	—	—	—	—	
			8:00	12:00	17:00	17:00	22:00	
古川町公民館	大会 議室	(全面)	円	円	円	円	円	
		—	円	円	円	円		
		3,630	4,070	7,700	4,070			
		半面A	1,760	2,090	3,850	2,090		
		半面B	1,760	2,090	3,850	2,090		
		視聴覚室	550	660	1,210	660		
		研修室2号	660	770	1,430	770		
		研(全面)	660	770	1,430	770		
		修室 3	半面A	330	330	660	330	
		半面B	330	330	660	330		

	号						
	実習室		550	550	1,100	550	
	研修室(和室)1号		550	660	1,210	660	
	研修室(和室)2号		550	660	1,210	660	
	研修室(和室)3号		550	660	1,210	660	
河合町公民館	児童室	—	330	440	770	440	1 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。
	第1研修室		440	440	880	440	
	第2研修室		440	550	990	550	
	第3研修室		660	660	1,320	660	
	高齢者研修室		330	330	660	330	
	婦人研修室		330	330	660	330	
	視聴覚室		440	440	880	440	
	図書室		330	330	660	330	
	相談室		440	550	990	550	
	調理実習室		440	550	990	550	
	大会議室		1,760	1,980	3,740	1,980	
	ステージ		330	330	660	330	
宮川町公民館	会議室1	—	440	550	990	550	
	会議室2		440	550	990	550	
	会議室3		440	550	990	550	
神岡町公民館	ホール	—	3,300	3,850	7,150	3,850	1 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。
	舞台のみ		1,100	1,320	2,420	1,320	
	料理教室		550	660	1,210	660	
	和室1		220	330	550	330	
	和室2		220	330	550	330	
	和室3		220	330	550	330	

作業室	330	440	770	440
控室	330	440	770	440
会議室 1	440	550	990	550
会議室 2	440	550	990	550
会議室 3	440	550	990	550
小会議室	220	220	440	220

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

イ 公民館分館

公の施設の 名称	区分	使用料					備考	
		早朝	午前	午後	1日	夜間		
		6:00	8:30	13:00	8:30	18:00		
		—	—	—	—	—		
		8:00	12:00	17:00	17:00	22:00		
古川町千代 の松原公民 館	大会議室	—	1,320	1,430	2,750	1,430		
	中会議室		770	880	1,650	880		
	小会議室		330	330	660	330		
	中和室		440	440	880	440		
	小和室		110	110	220	110		
	教養室 1		220	220	440	220		
	教養室 2		220	220	440	220		
	第 1 会議室	(全面)		770	880	1,650		880
		半面 A		330	440	770		440
		半面 B		330	440	770		440
	第 2 会議室		220	330	550	330		
釜崎生涯学 習館	子育て支援室	—	770	880	1,650	880	1 調理器具を使用 する場合は、520 円を加算する。	
	調理室		660	770	1,430	770		

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

(2) コミュニティー施設

公の施設の 名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
高齢者活 動・生活支援 促進機械施 設	第1研修室	円 —	円 770	円 880	円 1,650	円 880	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	第2研修室		660	770	1,430	770	
大無雁コ ミュニテ ィーセ ンター	集会室	—	1,250	1,460	2,710	1,460	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	調理室		410	520	930	520	
	研修室1		520	620	1,140	620	
	研修室2		620	730	1,350	730	
	和室		200	200	400	200	
	図書談話室		310	310	620	310	
西忍コ ミュニ ィーセ ンター	大会議室	—	1,360	1,570	2,930	1,570	2 調理器具を使用する場合は、520
	調理室		310	310	620	310	
	和室1		410	520	930	520	
	和室2		410	520	930	520	

坂下生活改善センター	生活技術改善研究室	—	1,570	1,780	3,350	1,780	円を加算する。
	研修室 1		620	730	1,350	730	
	研修室 2		520	620	1,140	620	
宮川町高齢者コミュニティーセンター	大会議室	—	1,570	1,780	3,350	1,780	
	調理室		410	520	930	520	
	研修室 1		520	620	1,140	620	
	研修室 2		620	730	1,350	730	
	会議室		410	410	820	410	
山之村地区多目的集会施設	小会議室(1階)	—	330	330	660	330	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	多目的室		440	440	880	440	
	大会議室(2階)		990	1,100	2,090	1,100	
東町コミュニティセンター	小会議室	—	2,610	2,610	5,220	2,610	1 暖房を使用する場合は、暖房器具1台につき520円を使用料に加算する。
	会議室 1		2,610	2,610	5,220	2,610	
	会議室 2		2,610	2,610	5,220	2,610	
	中会議室		5,230	5,230	10,460	5,230	
	集会室		10,470	10,470	20,940	10,470	
	調理室		1,040	1,040	2,080	1,040	
夢館	各室	—	— 区分毎に 1,040円				1 使用時間区分 午前8:30—12:00 午後12:00—18:00 夜間18:00—21:30 2 暖房料金は、一区分毎に1,040円

							とする。
上村地区コミュニティ施設	アリーナ	—	1,650	1,870	3,520	1,870	
	和室		110	110	220	110	
	調理室		110	220	330	220	
神和荘	一階 和室	—	230	230	460	230	1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	一階 台所		230	230	460	230	
	二階 和室		450	450	900	450	
神岡町ふれあいセンター	大会議室	—	1,430	1,540	2,970	1,540	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	大会議室(半面使用)	—	550	660	1,210	660	
	大会議室(ステージのみ)	—	220	330	550	330	
	中会議室	—	330	440	770	440	
	小会議室	—	220	330	550	330	
	和室1	—	110	220	330	220	
	和室2	—	220	220	450	220	
	身障りハビリ室	1人1回につき100円					

(3) スポーツ施設

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00	8:00	13:00	8:00	18:00	
		—	—	—	—	—	
		8:00	12:00	17:00	17:00	22:00	
古川トレーニ	体育室	—	730	730	1,460	730	1 体育室について

ングセンター	ステージ	310	310	620	310	は、片面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり 410円 多目的トレーニング室 使用料に含む。		
	多目的トレーニング室	730	730	1,460	730			
古川町森林公園	研修棟	集会室	—	770	1,100	1,870	1,100	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
		研修室第1		550	770	1,330	770	
		研修室第2 (和室)		550	770	1,330	770	
	管理棟	調理室		550	550	1,100	550	1 調理室使用料には、器具、食器類の使用料を含む。 2 大和室は、宿泊研修がある場合は使用不可とする。 3 浴室は、宿泊者以外の者が使用する場合は、15名以上とする。 4 ガス代は、実費を徴収する。 5 宿泊者の布団代
		大和室		770	1,100	1,870	1,100	
		小和室第1		330	550	890	770	
		小和室第2		330	550	890	550	
		体育室		660	990	1,650	990	
		浴室		1人 220円				
		宿泊		1人 1泊(大人) 1,100円 1人 1泊(小・中学生) 550円				

								は、別途1,120円を徴収する。
テニスコート(1面につき)	—	1時間あたり 410円					1	夜間照明料 1時間あたり 410円
林間広場	—	1,100	1,650	2,200	3,850	2,200	1	特別の設備を設けて電力を使用するときは、その電力料を使用料に加算する。
キャンプ場	施設使用	1人 1泊 220円(小学生以上)					1	1日は24時間以内とする。
野球場	—	1,150	2,200	2,200	4,400	2,200	1	夜間照明料
陸上競技場	—	1,150	2,200	2,200	4,400	2,200	1	野球場 1時間あたり 1,780円 陸上競技場 1時間あたり 1,780円
サン・スポーツランドふるかわ	グラウンド	1,150	2,200	2,200	4,400	2,200	1	夜間照明料 1時間あたり1,780円
	ミーティングルーム	410	730	730	1,460	730		
	グラウンドゴルフ場	1,100	1,650	2,200	3,850	—		
増島児童公園グラウンド	—	360	730	730	1,460	730	1	夜間照明料 1時間あたり 820円
杉崎公園グラウンド	—	3,300	4,400	6,600	11,000	—	1	夜間照明料 1時間あたり 1,360円
杉崎ゲートボール	ゲートボール	260	520	520	1,040	—		

ール場	場						
黒内屋内運動場	—		2,200	2,200	4,400	—	1 使用時間区分 午前6:00—12:00 午後12:00—18:00 午前及び午後 6:00—18:00
元田体育館	—	—	730	730	1,460	730	1 照明料 1時間
角川体育館	—	—	730	730	1,460	730	あたり 410円
稲越健康管理センター	体力テスト室	—	310	310	620	310	1 照明料 使用料 に含む。 2 暖房を使用する 場合は、使用料金 に使用料の30%を 加算する。ただし、 その額に10円未満 の端数が生じたと きは、その端数を 四捨五入して得た 額とする。
	休憩室		310	310	620	310	
稲越運動広場	グラウンド	580	1,150	1,150	2,300	1,150	1 夜間照明料 グラウンド 1時 間あたり 1,360 円 テニスコート 1 時間あたり 410 円
	テニスコート (1面あたり)	360	730	730	1,460	730	
羽根運動広場	グラウンド	360	730	730	1,460	730	
元田運動広場	グラウンド	580	1,150	1,150	2,300	1,150	1 夜間照明料 1 時間あたり 1,360円

角川グラウンド	—	360	730	730	1,460	730	1 夜間照明料 1時間あたり 830円
角川ゲートボール場	ゲートボール場	260	520	520	1,040	—	
角川屋内運動場	土間体育館	—	520	520	1,040	520	1 照明料 1時間あたり 410円 2 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
宮川スポーツ公園施設	多目的グラウンド	580	1,150	1,150	2,300	1,150	1 片面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて得た額とする。 2 夜間照明料 1時間あたり 1,360円
	テニスコート (1面あたり)	580	730	730	1,460	—	
宮川山村広場施設	グラウンド	360	730	730	1,460	730	1 片面使用の場合、半額とする。

							ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて得た額とする。 2 夜間照明料 1時間あたり 830円
宮川アリーナ	土間体育館	—	730	730	1,460	730	1 使用料は、ゲートボール1面あたりとする。 2 照明料 1時間あたり 410円 3 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
坂下体育館	—	—	730	730	1,460	730	1 照明料 1時間あたり 410円
坂下グラウンド	—	260	520	520	1,040	—	
大無雁広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	1 夜間照明料 1時間あたり 830円
西忍広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	
種蔵広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	
杉原広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	

サン・ビレッジ 神岡	アリーナ	—	730	730	1,460	730	1	アリーナについては、片面使用の額とする。	
	トレーニング室		310	310	620	310	2	照明料 アリーナ 1時間あたり 410円 トレーニング室 使用料に含む。	
桜ヶ丘体育館	体育室	—	730	730	1,460	730	1	体育室については、片面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり 410円 卓球場・柔道場・ 剣道場・会議室・ トレーニング室 照明施設使用料は、 使用料に含む。 3 公開使用 高校生以下・身障者・70歳以上は、 50円とする。	
	卓球場		520	520	1,040	520			
	柔道場		520	520	1,040	520			
	剣道場		520	520	1,040	520			
	会議室		310	310	620	310			
	トレーニング室		310	310	620	310			
	シャワー		1回につき100円						
	公開使用(体育室・卓球場・柔道場・剣道場・トレーニング室)		100	100	200	100			
釜崎社会体育館	体育室	—	730	730	1,460	730	1	照明料 1時間あたり 410円	
釜崎屋内ゲートボール場	土間体育館	—	730	730	1,460	730	1	照明料 1時間あたり 410円	
坂巻公園野球場	グラウンド	1,150	2,200	2,200	4,400	2,200	1	夜間照明料 1時間あたり 1,780円	

山田体育館	屋内運動場	—	730	730	1,460	730	1 照明料 1時間 あたり 410円
山田グラウンド	—	410	730	730	1,460	730	1 夜間照明料 1 時間あたり 830 円
神岡東グラウンド	—	410	730	730	1,460	—	
市営水泳プール	河合プール	—	高校生以上 100円		—	—	
	宮川プール	—	中学生以下 50円		—	—	
	旭ヶ丘プール	—	幼児 無料		—	—	

備考

- 1 施設を併用する場合は、併用団体数で除した額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは四捨五入して得た額とする。

(4) 文化施設

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00	8:30	13:00	8:30	18:00	
		—	—	—	—	—	
		8:00	12:00	17:00	17:00	22:00	
古川郷土民芸 会館	—	円	円	円	円	円	1 冷暖房を使用す る場合は、使用料 金に使用料の30% を加算する。ただ し、その額に10円 未満の端数が生じ たときは、その端 数を四捨五入して 得た額とする。
	—	—	1,250	1,460	2,720	1,460	
	電気炉		素焼き 1回あたり 730円		本焼き 1回あたり 1,460円		
飛驒の山樵館	展示室 1	—	1,880	2,090	3,980	—	
飛驒市美術館	研修室		1,780	1,990	3,770	1,990	
	展示室 2		5,340	6,070	11,410	—	

(5) 古川町保健センター

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
			8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川町保健セ ンター	集団指導室	—	円 440	円 440	円 880	円 440	1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。 2 栄養指導室使用料には、食器類及びガス使用料を含む。
	保健相談室		550	660	1,210	660	
	栄養指導室		660	770	1,430	770	

(6) 古川町総合保健福祉センター

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川町総合保 健福祉センタ ー	集会室	—	円 660	円 660	円 1,320	円 660	1 上段の額は、飛騨市古川町総合保健福祉センター条例（平成16年飛騨市条例第113号）第6条第1項第3号
			1,980	1,980	3,950	1,980	
	研修室		660	660	1,320	660	
			1,980	1,980	3,950	1,980	
教養娯楽室A		110	220	330	220		

		330	660	990	660	する場合に適用に 掲げる者が利用 し、下段の額は同 条例第7条に掲げ る者が利用する場 合に適用する。2 冷暖房を使用する 場合は、使用料金 に使用料の30% （多目的ルームに あっては、50%） を加算する。ただ し、その額に10円 未満の端数が生じ たときは、その端 数を四捨五入して 得た額とする。
教養娯楽室B		110	220	330	220	
		330	660	990	660	
多目的ルーム		3,520	3,960	7,490	3,960	
		10,560	11,880	22,440	11,880	
ボランティア ルーム		550	660	1,210	660	
		1,650	1,980	3,630	1,980	
母子福祉室		440	550	990	550	
		1,320	1,650	2,970	1,650	

(7) 高度情報センター

公の施設の 名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		—	9:00 — 12:00	13:00 — 17:00	9:00 — 17:00	18:00 — 22:00	
高度情報セ ンター	情報発信室	—	円 1,250	円 1,670	円 2,930	円 1,670	1 冷暖房を使用する 場合は、使用料金に 使用料の30%を加算 する。ただし、その 額に10円未満の端数 が生じたときは、そ の端数を四捨五入し
	メディア編 集室		410	520	940	520	
	情報交流広 場		2,090	2,820	4,920	2,820	

飛驒市美術館	常設展	個人	大人	200円	1 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。
			高校生以下	無料	
		団体 (20人以上)	大人	160円	
			高校生以下	無料	
	企画展		1,000円の範囲内でその都度市長が定める額		

3 公の施設附属設備使用料

(1) 古川町森林公園

公の施設の名称	区分	単位	使用料	備考
古川町森林公園	テント持込み料	1 張	550円	
	自動車乗入れ料	1 台	550円	
	キャンピングカー乗入れ料	1 台	1,100円	
	バイク乗入れ料	1 台	270円	ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

(2) 神岡町公民館

公の施設の名称	分類	種類又は品目	単位	使用料の額		
				ホール	控室	大会議室
神岡町公民館	舞台施設	金びょうぶ	1 双	1,100円		
	楽器	グランドピアノ	1 台	3,300円		
		たて型ピアノ	1 台		550円	550円
	照明施設	音響施設	1 式	5,500円		
		照明施設	1 式	5,500円		

		スクリーン	1 式	550円		
--	--	-------	-----	------	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飛驒市使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

飛騨市使用料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行							改正案									
本則、附則 略							本則、附則 略									
別表第1 (第2条関係)							別表第1 (第2条関係)									
1 飛騨市学校開放施設の使用料							1 飛騨市学校開放施設の使用料									
行政財産の 名称	区分	使用料					備考	行政財産の 名称	区分	使用料					備考	
		早朝	午前	午後	1日	夜間				早朝	午前	午後	1日	夜間		
		6:00	8:00	13:00	8:00	18:00				6:00	8:00	13:00	8:00	18:00		
		8:00	12:00	17:00	17:00	22:00				8:00	12:00	17:00	17:00	22:00		
古川小学校 古川西小 学校 古川中学校	屋内運動場	—	円	円	円	円	1 山之村小中 学校以外の屋 内運動場につ いては、半面 使用の額とす る。 2 屋内運動場 照明施設使用 料 1時間あ たり 410円 3 グラウンド 夜間照明施設 使用料 1時 間あたり 820円 4 古川中学校 柔剣道場・卓 球場照明施設 使用料は、使 用料に含む。	古川小学校 古川西小 学校 古川中学校	屋内運動場	—	円	円	円	円	1 山之村小中 学校以外の屋 内運動場につ いては、半面 使用の額とす る。 2 屋内運動場 照明施設使用 料 1時間あ たり 410円 3 グラウンド 夜間照明施設 使用料 1時 間あたり 830円 4 古川中学校 柔剣道場・卓 球場照明施設 使用料は、使 用料に含む。	
	柔剣道場	—	710	710	1,420	710			柔剣道場	—	730	730	1,460	730		
	卓球場	—	510	510	1,020	510			卓球場	—	520	520	1,040	520		
	グラウンド	410	710	710	1,420	710			グラウンド	410	730	730	1,460	730		
河合小学校	屋内運動場	—	710	710	1,420	710	河合小学校	屋内運動場	—	730	730	1,460	730	2 屋内運動場 照明施設使用 料 1時間あ たり 410円		
	グラウンド	410	710	710	1,420	710		グラウンド	410	730	730	1,460	730	3 グラウンド 夜間照明施設 使用料 1時 間あたり 830円		
宮川小学校	屋内運動場	—	710	710	1,420	710	宮川小学校	屋内運動場	—	730	730	1,460	730	4 古川中学校 柔剣道場・卓 球場照明施設 使用料は、使 用料に含む。		
	グラウンド	410	710	710	1,420	710		グラウンド	410	730	730	1,460	730			
神岡小学校 神岡中学校	屋内運動場	—	710	710	1,420	710	神岡小学校 神岡中学校	屋内運動場	—	730	730	1,460	730			
	グラウンド	410	710	710	1,420	710		グラウンド	410	730	730	1,460	730			
山之村小中 学校	屋内運動場	—	710	710	1,420	710	山之村小中 学校	屋内運動場	—	730	730	1,460	730			
吉城高等学 校運動場夜 間照明施設	夜間照明	1時間	1,740円					吉城高等学 校運動場夜 間照明施設	夜間照明	1時間	1,780円					
飛騨神岡高 等学校運動 場夜間照明 施設	夜間 照 明	全灯	1時間	3,490円					飛騨神岡高 等学校運動 場夜間照明 施設	夜間 照 明	全灯	1時間	3,560円			
		野球場	1時間	1,740円							野球場	1時間	1,780円			
		サッカー 場	1時間	1,740円							サッカー 場	1時間	1,780円			

別表第2（第2条関係）
1 公の施設の使用料
(1) 公民館施設
ア 公民館

公の施設の名称	区分	使用料					備考		
		早朝	午前	午後	1日	夜間			
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00			
古川町公民館	大会議室	(全面)	円 —	円 3,560	円 4,000	円 7,560	円 4,000		
		片面A		1,730	2,050	3,780	2,050		
		片面B		1,730	2,050	3,780	2,050		
	視聴覚室		540	650	1,190	650			
	研修室1号		650	760	1,410	760			
	研修室2号		650	760	1,410	760			
	研修室3号	(全面)		650	760	1,410	760		
		片面A		320	320	640	320		
		片面B		320	320	640	320		
	実習室		540	540	1,080	540			
	研修室(和室)1号		540	650	1,190	650			
	研修室(和室)2号		540	650	1,190	650			
	研修室(和室)3号		540	650	1,190	650			
	河合町公民館	児童室	—	320	430	750	430		1 調理器具を使用する場合は、510円を加算する。
		第1研修室		430	430	860	430		
第2研修室			430	540	970	540			
第3研修室			650	650	1,300	650			
高齢者研修室			320	320	640	320			
婦人研修室			320	320	640	320			
視聴覚室			430	430	860	430			
図書室			320	320	640	320			
相談室			430	540	970	540			
調理実習室			430	540	970	540			
大会議室			1,730	1,940	3,670	1,940			
ステージ			320	320	640	320			

別表第2（第2条関係）
1 公の施設の使用料
(1) 公民館施設
ア 公民館

公の施設の名称	区分	使用料					備考		
		早朝	午前	午後	1日	夜間			
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00			
古川町公民館	大会議室	(全面)	円 —	円 3,630	円 4,070	円 7,700	円 4,070		
		片面A		1,760	2,090	3,850	2,090		
		片面B		1,760	2,090	3,850	2,090		
	視聴覚室		550	660	1,210	660			
	研修室2号		660	770	1,430	770			
	研修室3号	(全面)		660	770	1,430	770		
		片面A		330	330	660	330		
		片面B		330	330	660	330		
	実習室		550	550	1,100	550			
	研修室(和室)1号		550	660	1,210	660			
	研修室(和室)2号		550	660	1,210	660			
	研修室(和室)3号		550	660	1,210	660			
	河合町公民館	児童室	—	330	440	770	440		1 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。
		第1研修室		440	440	880	440		
		第2研修室		440	550	990	550		
第3研修室			660	660	1,320	660			
高齢者研修室			330	330	660	330			
婦人研修室			330	330	660	330			
視聴覚室			440	440	880	440			
図書室			330	330	660	330			
相談室			440	550	990	550			
調理実習室			440	550	990	550			
大会議室			1,760	1,980	3,740	1,980			
ステージ			330	330	660	330			

資料

宮川町公民館	会議室 1	—	430	540	970	540	1 調理器具を使用する場合は、510円を加算する。
	会議室 2		430	540	970	540	
	会議室 3		430	540	970	540	
神岡町公民館	ホール	—	3,240	3,780	7,020	3,780	
	舞台のみ		1,080	1,300	2,380	1,300	
	料理教室		540	650	1,190	650	
	和室 1		220	320	540	320	
	和室 2		220	320	540	320	
	和室 3		220	320	540	320	
	作業室		320	430	750	430	
	控室		320	430	750	430	
	会議室 1		430	540	970	540	
	会議室 2		430	540	970	540	
会議室 3	430	540	970	540			
小会議室	220	220	440	220			

備考

1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

イ 公民館分館

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川町千代の松原公民館	大会議室	—	1,300	1,400	2,700	1,400	
	中会議室		760	860	1,620	860	
	小会議室		320	320	640	320	
	中和室		430	430	860	430	
	小和室		110	110	220	110	
	教養室 1		220	220	440	220	
	教養室 2		220	220	440	220	
	第1会議室		760	860	1,620	860	
	平面 A		320	430	750	430	
	平面 B		320	430	750	430	
第2会議室		220	320	540	320		

宮川町公民館	会議室 1	—	440	550	990	550	1 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。
	会議室 2		440	550	990	550	
	会議室 3		440	550	990	550	
神岡町公民館	ホール	—	3,300	3,850	7,150	3,850	
	舞台のみ		1,100	1,320	2,420	1,320	
	料理教室		550	660	1,210	660	
	和室 1		220	330	550	330	
	和室 2		220	330	550	330	
	和室 3		220	330	550	330	
	作業室		330	440	770	440	
	控室		330	440	770	440	
	会議室 1		440	550	990	550	
	会議室 2		440	550	990	550	
会議室 3	440	550	990	550			
小会議室	220	220	440	220			

備考

1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

イ 公民館分館

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川町千代の松原公民館	大会議室	—	1,320	1,430	2,750	1,430	
	中会議室		770	880	1,650	880	
	小会議室		330	330	660	330	
	中和室		440	440	880	440	
	小和室		110	110	220	110	
	教養室 1		220	220	440	220	
	教養室 2		220	220	440	220	
	第1会議室		770	880	1,650	880	
	平面 A		330	440	770	440	
	平面 B		330	440	770	440	
第2会議室		220	330	550	330		

資料

釜崎生涯学習館	子育て支援室	—	760	860	1,620	860	1 調理器具を使用する場合は、510円を加算する。
	調理室		650	760	1,410	760	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

(2) コミュニティ施設

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
高齢者活動・生活支援促進機械施設	第1研修室	円 —	円 760	円 860	円 1,620	円 860	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	第2研修室		650	760	1,410	760	
大無雁コミュニティセンター	集会室	—	1,230	1,430	2,660	1,430	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	調理室		410	510	920	510	
	研修室1		510	610	1,120	610	
	研修室2		610	710	1,320	710	
	和室		200	200	400	200	
西忍コミュニティセンター	大会議室	—	1,330	1,540	2,870	1,540	2 調理器具を使用する場合は、510円を加算する。
	調理室		300	300	600	300	
	和室1		410	510	920	510	
	和室2		410	510	920	510	
坂下生活改善センター	生活技術改善研究室	—	1,540	1,740	3,280	1,740	2 調理器具を使用する場合は、510円を加算する。
	研修室1		610	710	1,320	710	
	研修室2		510	610	1,120	610	
宮川町高齢者コミュニティセンター	大会議室	—	1,540	1,740	3,280	1,740	2 調理器具を使用する場合は、510円を加算する。
	調理室		410	510	920	510	
	研修室1		510	610	1,120	610	

釜崎生涯学習館	子育て支援室	—	770	880	1,650	880	1 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。
	調理室		660	770	1,430	770	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

(2) コミュニティ施設

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
高齢者活動・生活支援促進機械施設	第1研修室	円 —	円 770	円 880	円 1,650	円 880	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	第2研修室		660	770	1,430	770	
大無雁コミュニティセンター	集会室	—	1,250	1,460	2,710	1,460	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	調理室		410	520	930	520	
	研修室1		520	620	1,140	620	
	研修室2		620	730	1,350	730	
	和室		200	200	400	200	
西忍コミュニティセンター	大会議室	—	1,360	1,570	2,930	1,570	2 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。
	調理室		310	310	620	310	
	和室1		410	520	930	520	
	和室2		410	520	930	520	
坂下生活改善センター	生活技術改善研究室	—	1,570	1,780	3,350	1,780	2 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。
	研修室1		620	730	1,350	730	
	研修室2		520	620	1,140	620	
宮川町高齢者コミュニティセンター	大会議室	—	1,570	1,780	3,350	1,780	2 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。
	調理室		410	520	930	520	
	研修室1		520	620	1,140	620	

資料

ター	研修室 2		610	710	1,320	710	
	会議室		410	410	820	410	
山之村地区 多目的集会 施設	小会議室(1 階)	—	320	320	640	320	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	多目的室		430	430	860	430	
	大会議室(2 階)		970	1,080	2,050	1,080	
飛騨市東町 コミュニテ ィーセンタ ー	小会議室	—	2,570	2,570	5,140	2,570	1 暖房を使用する場合は、暖房器具1台につき510円を使用料に加算する。
	会議室1		2,570	2,570	5,140	2,570	
	会議室2		2,570	2,570	5,140	2,570	
	中会議室		5,140	5,140	10,280	5,140	
	集会室		10,280	10,280	20,560	10,280	
	調理室		1,020	1,020	2,040	1,020	
夢館	各室	—	一区分毎に 1,020円				1 使用時間区分 午前8:30-12:00 午後12:00-18:00 夜間18:00-21:30 2 暖房料金は、一区分毎に1,020円とする。
上村地区コ ミュニティ ー施設	アリーナ	—	1,620	1,840	3,460	1,840	
	和室		110	110	220	110	
	調理室		110	220	330	220	
神和荘	一階 和室	—	220	220	440	220	1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	一階 台所		220	220	440	220	
	二階 和室		430	430	860	430	
飛騨市神岡 町ふれあい	大会議室	—	1,400	1,510	2,910	1,510	1 暖房を使用する場合は、使用

ター	研修室 2		620	730	1,350	730	
	会議室		410	410	820	410	
山之村地区 多目的集会 施設	小会議室(1 階)	—	330	330	660	330	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	多目的室		440	440	880	440	
	大会議室(2 階)		990	1,100	2,090	1,100	
東町 コミュニテ ィーセンタ ー	小会議室	—	2,610	2,610	5,220	2,610	1 暖房を使用する場合は、暖房器具1台につき520円を使用料に加算する。
	会議室1		2,610	2,610	5,220	2,610	
	会議室2		2,610	2,610	5,220	2,610	
	中会議室		5,230	5,230	10,460	5,230	
	集会室		10,470	10,470	20,940	10,470	
	調理室		1,040	1,040	2,080	1,040	
夢館	各室	—	一区分毎に 1,040円				1 使用時間区分 午前8:30-12:00 午後12:00-18:00 夜間18:00-21:30 2 暖房料金は、一区分毎に1,040円とする。
上村地区コ ミュニティ ー施設	アリーナ	—	1,650	1,870	3,520	1,870	
	和室		110	110	220	110	
	調理室		110	220	330	220	
神和荘	一階 和室	—	230	230	460	230	1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	一階 台所		230	230	460	230	
	二階 和室		450	450	900	450	
神岡 町ふれあい	大会議室	—	1,430	1,540	2,970	1,540	1 暖房を使用する場合は、使用

資料

センター	大会議室(半面使用)	—	540	650	1,190	650	料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	大会議室(ステージのみ)	—	220	320	540	320	
	中会議室	—	320	430	750	430	
	小会議室	—	220	320	540	320	
	和室1	—	110	220	330	220	
	和室2	—	220	220	440	220	
	身障りハビリア室	1人1回につき100円					

センター	大会議室(半面使用)	—	550	660	1,210	660	料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	大会議室(ステージのみ)	—	220	330	550	330	
	中会議室	—	330	440	770	440	
	小会議室	—	220	330	550	330	
	和室1	—	110	220	330	220	
	和室2	—	220	220	450	220	
	身障りハビリア室	1人1回につき100円					

(3) スポーツ施設

公の施設 の名称	区分	使用料					備考	
		早朝	午前	午後	1日	夜間		
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	8:00 — 17:00	18:00 — 22:00		
古川トレーニングセンター	体育室	—	710	710	1,420	710	1 体育室については、半面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり 410円 多目的トレーニング室 使用料を含む。	
	ステージ	—	300	300	600	300		
	多目的トレーニング室	—	710	710	1,420	710		
古川町森林公園	研修棟	集会室	—	760	1,080	1,840	1,080	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
		研修室第1	—	540	760	1,300	760	
		研修室第2(和室)	—	540	760	1,300	760	
	管理棟	調理室	—	540	540	1,080	540	1 調理室使用料には、器具、食器類の使用料を含む。 2 大和室は、宿泊研修がある場合
		大和室	—	760	1,080	1,840	1,080	
		小和室第1	—	320	540	860	760	
小和室第2		—	320	540	860	540		
	体育室	—	640	970	1,610	970		

(3) スポーツ施設

公の施設 の名称	区分	使用料					備考	
		早朝	午前	午後	1日	夜間		
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00 — 17:00	8:00 — 17:00	18:00 — 22:00		
古川トレーニングセンター	体育室	—	730	730	1,460	730	1 体育室については、半面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり 410円 多目的トレーニング室 使用料を含む。	
	ステージ	—	310	310	620	310		
	多目的トレーニング室	—	730	730	1,460	730		
古川町森林公園	研修棟	集会室	—	770	1,100	1,870	1,100	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
		研修室第1	—	550	770	1,330	770	
		研修室第2(和室)	—	550	770	1,330	770	
	管理棟	調理室	—	550	550	1,100	550	1 調理室使用料には、器具、食器類の使用料を含む。 2 大和室は、宿泊研修がある場合
		大和室	—	770	1,100	1,870	1,100	
		小和室第1	—	330	550	890	770	
小和室第2		—	330	550	890	550		
	体育室	—	660	990	1,650	990		

資料

	浴室 宿泊		1人 210円 1人 1泊(大人) 1,080円 1人 1泊(小・中学生) 540円				は使用不可とする。 3 浴室は、宿泊者以外の者が使用する場合は、15名以上とする。 4 ガス代は、実費を徴収する。 5 宿泊者の布団代は、別途 1,100円を徴収する。
	テニスコート(1面につき)	—	1時間あたり 410円				1 夜間照明料 1時間あたり 410円
	林間広場	—	1,080 1,620 2,160 3,780 2,160				1 特別の設備を設けて電力を使用するときは、その電力料を使用料に加算する。
	キャンプ場 施設使用	1人 1泊	210円(小学生以上)				1 1日は24時間以内とする。
	野球場	—	1,130 2,160 2,160 4,320 2,160				1 夜間照明料 野球場 1時間あたり 1,740円
	陸上競技場	—	1,130 2,160 2,160 4,320 2,160				陸上競技場 1時間あたり 1,740円
サン・スポーツランドふるかわ	グラウンド	1,130	2,160 2,160 4,320 2,160				1 夜間照明料 1時間あたり 1,740円
	ミーティング ルーム	410	710 710 1,420 710				
	グラウンドゴルフ場	1,080	1,620 2,160 3,780				—
増島児童公園 グラウンド	—	360	710 710 1,420 710				1 夜間照明料 1時間あたり 810円
杉崎公園グラ ウンド	—	3,240	4,320 6,480 10,800 4,320				1 夜間照明料 1時間あたり 1,330円
杉崎ゲートボ ール場	ゲートボール 場	260	510 510 1,020				—

	浴室 宿泊		1人 220円 1人 1泊(大人) 1,100円 1人 1泊(小・中学生) 550円				は使用不可とする。 3 浴室は、宿泊者以外の者が使用する場合は、15名以上とする。 4 ガス代は、実費を徴収する。 5 宿泊者の布団代は、別途 1,120円を徴収する。
	テニスコート(1面につき)	—	1時間あたり 410円				1 夜間照明料 1時間あたり 410円
	林間広場	—	1,100 1,650 2,200 3,850 2,200				1 特別の設備を設けて電力を使用するときは、その電力料を使用料に加算する。
	キャンプ場 施設使用	1人 1泊	220円(小学生以上)				1 1日は24時間以内とする。
	野球場	—	1,150 2,200 2,200 4,400 2,200				1 夜間照明料 野球場 1時間あたり 1,780円
	陸上競技場	—	1,150 2,200 2,200 4,400 2,200				陸上競技場 1時間あたり 1,780円
サン・スポーツランドふるかわ	グラウンド	1,150	2,200 2,200 4,400 2,200				1 夜間照明料 1時間あたり 1,780円
	ミーティング ルーム	410	730 730 1,460 730				
	グラウンドゴルフ場	1,100	1,650 2,200 3,850				—
増島児童公園 グラウンド	—	360	730 730 1,460 730				1 夜間照明料 1時間あたり 820円
杉崎公園グラ ウンド	—	3,300	4,400 6,600 11,000				1 夜間照明料 1時間あたり 1,360円
杉崎ゲートボ ール場	ゲートボール 場	260	520 520 1,040				—

資料

黒内屋内運動場	—	2,160	2,160	4,320	—	1 使用時間区分 午前 6:00-12:00 午後 12:00-18:00 午前及び午後 6:00-18:00
元田体育館	—	—	710	710	1,420	710
角川体育館	—	—	710	710	1,420	710
稲越健康管理センター	体力テスト室	—	300	300	600	300
	休憩室	—	300	300	600	300
稲越運動広場	グラウンド	570	1,130	1,130	2,260	1,130
	テニスコート (1面あたり)	360	710	710	1,420	710
羽根運動広場	グラウンド	360	710	710	1,420	—
元田運動広場	グラウンド	570	1,130	1,130	2,260	1,130
角川グラウンド	—	360	710	710	1,420	710
角川ゲートボール場	ゲートボール場	260	510	510	1,020	—
角川屋内運動場	土間体育館	—	510	510	1,020	510

黒内屋内運動場	—	2,200	2,200	4,400	—	1 使用時間区分 午前 6:00-12:00 午後 12:00-18:00 午前及び午後 6:00-18:00
元田体育館	—	—	730	730	1,460	730
角川体育館	—	—	730	730	1,460	730
稲越健康管理センター	体力テスト室	—	310	310	620	310
	休憩室	—	310	310	620	310
稲越運動広場	グラウンド	580	1,150	1,150	2,300	1,150
	テニスコート (1面あたり)	360	730	730	1,460	730
羽根運動広場	グラウンド	360	730	730	1,460	730
元田運動広場	グラウンド	580	1,150	1,150	2,300	1,150
角川グラウンド	—	360	730	730	1,460	730
角川ゲートボール場	ゲートボール場	260	520	520	1,040	—
角川屋内運動場	土間体育館	—	520	520	1,040	520

資料

								円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
宮川スポーツ公園施設	多目的グラウンド	570	1,130	1,130	2,260	1,130	1	半面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて得た額とする。 2 夜間照明料 1時間あたり 1,330円
	テニスコート(1面あたり)	570	710	710	1,420	—		
宮川山村広場施設	グラウンド	360	710	710	1,420	710	1	半面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて得た額とする。 2 夜間照明料 1時間あたり 820円
宮川アリーナ	土間体育館	—	710	710	1,420	710	1	使用料は、ゲートボール1面あたりとする。 2 照明料 1時間あたり 410円 3 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五
宮川スポーツ公園施設	多目的グラウンド	580	1,150	1,150	2,300	1,150	1	半面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて得た額とする。 2 夜間照明料 1時間あたり 1,360円
	テニスコート(1面あたり)	580	730	730	1,460	—		
宮川山村広場施設	グラウンド	360	730	730	1,460	730	1	半面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて得た額とする。 2 夜間照明料 1時間あたり 830円
宮川アリーナ	土間体育館	—	730	730	1,460	730	1	使用料は、ゲートボール1面あたりとする。 2 照明料 1時間あたり 410円 3 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五

資料

坂下体育館	—	—	710	710	1,420	710	1	入して得た額とする。 照明料 1時間あたり 410円	
坂下グラウンド	—	260	510	510	1,020	—			
大無雁広場	グラウンド	260	510	510	1,020	510	1	夜間照明料 1時間あたり 820円	
西忍広場	グラウンド	260	510	510	1,020	510			
種蔵広場	グラウンド	260	510	510	1,020	510			
杉原広場	グラウンド	260	510	510	1,020	510			
サン・ビレッジ神岡	アリーナ	—	710	710	1,420	710	1	アリーナについては、半面使用の額とする。	
	トレーニング室	—	300	300	600	300	2	照明料 アリーナ 1時間あたり 410円 トレーニング室 使用料に含む。	
桜ヶ丘体育館	体育室	—	710	710	1,420	710	1	体育室については、半面使用の額とする。	
	卓球場	—	510	510	1,020	510			
	柔道場	—	510	510	1,020	510			
	剣道場	—	510	510	1,020	510	2	照明料	
	会議室	—	300	300	600	300		体育室 1時間あたり 410円 卓球場・柔道場・剣道場・会議室・トレーニング室 照明施設使用料は、使用料に含む。	
	トレーニング室	—	300	300	600	300			
	シャワー	—	1回につき 100円						
	公開使用(体育室・卓球場・柔道場・剣道場・トレーニング室)	—	100	100	200	100	3	公開使用 高校生以下・身障者・70歳以上は、50円とする。	
釜崎社会体育館	体育室	—	710	710	1,420	710	1	照明料 1時間あたり 410円	
釜崎屋内ゲートボール場	土間体育館	—	710	710	1,420	710	1	照明料 1時間あたり 410円	
坂巻公園野球場	グラウンド	1,130	2,160	2,160	4,320	2,160	1	夜間照明料 1時間あたり 1,740円	

坂下体育館	—	—	730	730	1,460	730	1	入して得た額とする。 照明料 1時間あたり 410円	
坂下グラウンド	—	260	520	520	1,040	—			
大無雁広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	1	夜間照明料 1時間あたり 830円	
西忍広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520			
種蔵広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520			
杉原広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520			
サン・ビレッジ神岡	アリーナ	—	730	730	1,460	730	1	アリーナについては、半面使用の額とする。	
	トレーニング室	—	310	310	620	310	2	照明料 アリーナ 1時間あたり 410円 トレーニング室 使用料に含む。	
桜ヶ丘体育館	体育室	—	730	730	1,460	730	1	体育室については、半面使用の額とする。	
	卓球場	—	520	520	1,040	520			
	柔道場	—	520	520	1,040	520			
	剣道場	—	520	520	1,040	520	2	照明料	
	会議室	—	310	310	620	310		体育室 1時間あたり 410円 卓球場・柔道場・剣道場・会議室・トレーニング室 照明施設使用料は、使用料に含む。	
	トレーニング室	—	310	310	620	310			
	シャワー	—	1回につき100円						
	公開使用(体育室・卓球場・柔道場・剣道場・トレーニング室)	—	100	100	200	100	3	公開使用 高校生以下・身障者・70歳以上は、50円とする。	
釜崎社会体育館	体育室	—	730	730	1,460	730	1	照明料 1時間あたり 410円	
釜崎屋内ゲートボール場	土間体育館	—	730	730	1,460	730	1	照明料 1時間あたり 410円	
坂巻公園野球場	グラウンド	1,150	2,200	2,200	4,400	2,200	1	夜間照明料 1時間あたり 1,780円	

資料

坂巻公園テニス場	テニスコート (1面あたり)	—	710	710	1,420	—	
山田体育館	屋内運動場	—	710	710	1,420	710	1 照明料 1 時間あたり 410 円
山田グラウンド		410	710	710	1,420	710	1 夜間照明料 1 時間あたり 820 円
神岡東グラウンド		410	710	710	1,420	—	
市営水泳プール	河合プール	—	高校生以上 100 円		—	—	
	宮川プール	—	中学生以下 50 円		—	—	
	旭ヶ丘プール	—	幼児 無料		—	—	

備考

- 1 施設を併用する場合は、併用団体数で除した額とする。ただし、10 円未満の端数が生じたときは四捨五入して得た額とする。
- 2 市内に住所を有しない者が使用する場合は、使用料の 2 倍とする。
- 3 営利行為を目的に施設を使用する場合は、使用料の 10 倍とする。ただし、市内に住所を有しない者が使用する場合は、使用料の 20 倍とする。

(4) 文化施設

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1 日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川郷土民芸 会館	—	円	円	円	円	円	1 市内に住所を有しない者が団体等で使用する場合は、使用料の 5 倍とする。
	電気炉	—	1,230	1,430	2,660	1,430	
飛驒の山樵館 飛驒市美術館	展示室 1	—	1,850	2,050	3,900	—	2 営利行為を目的に施設を使用する場合は、使用料の 10 倍とする。ただし、市内に住所を有しない者が使用する場合は、使用料の 20 倍とする。 3 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の 30% を加算する。ただ
	研修室	—	1,740	1,950	3,690	1,950	
	展示室 2	—	5,240	5,960	11,200	—	

山田体育館	屋内運動場	—	730	730	1,460	730	1 照明料 1 時間あたり 410 円
山田グラウンド		410	730	730	1,460	730	1 夜間照明料 1 時間あたり 830 円
神岡東グラウンド		410	730	730	1,460	—	
市営水泳プール	河合プール	—	高校生以上 100 円		—	—	
	宮川プール	—	中学生以下 50 円		—	—	
	旭ヶ丘プール	—	幼児 無料		—	—	

備考

- 1 施設を併用する場合は、併用団体数で除した額とする。ただし、10 円未満の端数が生じたときは四捨五入して得た額とする。

(4) 文化施設

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1 日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
古川郷土民芸 会館	—	円	円	円	円	円	
	電気炉	—	1,250	1,460	2,720	1,460	
飛驒の山樵館 飛驒市美術館	展示室 1	—	1,880	2,090	3,980	—	
	研修室	—	1,780	1,990	3,770	1,990	
	展示室 2	—	5,340	6,070	11,410	—	

- 1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の 30% を加算する。ただ

資料

多目的ルーム	3,460	3,890	7,350	3,890	利用する場合に適用する。 2 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30パーセント(多目的ルームにあつては、50パーセント)を加算する。ただし、 10円未満の端数が生じたときは、 四捨五入して得た額とする。
	10,370	11,660	22,030	11,660	
ボランティアルーム	540	650	1,190	650	
母子福祉室	430	540	970	540	
	1,300	1,620	2,920	1,620	

多目的ルーム	3,520	3,960	7,490	3,960	利用する場合に適用する。 2 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30パーセント(多目的ルームにあつては、50パーセント)を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	10,560	11,880	22,440	11,880	
ボランティアルーム	550	660	1,210	660	
母子福祉室	440	550	990	550	
	1,320	1,650	2,970	1,650	

(7) 高度情報センター

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		—	9:00 — 12:00	13:00 — 17:00	9:00 — 17:00	18:00 — 22:00	
高度情報センター	情報発信室	—	円 1,230	円 1,640	円 2,870	円 1,640	1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30パーセントを加算する。ただし、 10円未満の端数が生じたときは、 四捨五入して得た額とする。
	メディア編集室		410	510	920	510	
	情報交流広場		2,050	2,770	4,820	2,770	

(7) 高度情報センター

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		—	9:00 — 12:00	13:00 — 17:00	9:00 — 17:00	18:00 — 22:00	
高度情報センター	情報発信室	—	円 1,250	円 1,670	円 2,930	円 1,670	1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30パーセントを加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	メディア編集室		410	520	940	520	
	情報交流広場		2,090	2,820	4,920	2,820	

(8) 生涯学習施設

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
神岡東生涯学習館	多目的スペース	—	760	860	1,620	860	1 午前、午後、夜間の区分を通して使用

(8) 生涯学習施設

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
神岡東生涯学習館	多目的スペース	—	770	880	1,650	880	1 午前、午後、夜間の区分を通して使用

資料

陶芸室	650	760	1,410	760	した場合、使用区分を合わせた使用料とする。
電気炉	素焼き(1回あたり 710円) 本焼き(1回あたり 1,420円)				
生涯学習備品倉庫	10㎡につき日額5円				

陶芸室	660	770	1,430	770	した場合、使用区分を合わせた使用料とする。
電気炉	素焼き(1回あたり 720円) 本焼き(1回あたり 1,440円)				
生涯学習備品倉庫	10㎡につき日額5円				

2 公の施設の入館料

公の施設の名	区分	入館料		備考
飛騨みやがわ考古民俗館	個人	大人	300円	1 小人は、小・中学生とする。 2 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。
		小人	150円	
	団体(20人以上)	大人	240円	
		小人	120円	
高原郷土館	個人	大人	460円	1 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。
		小人	250円	
	団体(20人以上)	大人	410円	
		小人	200円	
史跡江馬氏館跡公園会所・庭園	個人	大人	200円	1 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。
		小人	100円	
	団体(20人以上)	大人	160円	
		小人	80円	
飛騨市美術館	常設展 個人	大人	200円	1 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。
		高校生以下	無料	
		団体(20人以上)	大人	
	団体(20人以上)	高校生以下	無料	
		企画展	1,000円の範囲内でその都度市長が定める額	

2 公の施設の入館料

公の施設の名	区分	入館料		備考
飛騨みやがわ考古民俗館	個人	大人	310円	1 小人は、小・中学生とする。 2 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。
		小人	150円	
	団体(20人以上)	大人	250円	
		小人	120円	
高原郷土館	個人	大人	470円	1 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。
		小人	260円	
	団体(20人以上)	大人	410円	
		小人	200円	
史跡江馬氏館跡公園会所・庭園	個人	大人	200円	1 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。
		小人	100円	
	団体(20人以上)	大人	160円	
		小人	80円	
飛騨市美術館	常設展 個人	大人	200円	1 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。
		高校生以下	無料	
		団体(20人以上)	大人	
	団体(20人以上)	高校生以下	無料	
		企画展	1,000円の範囲内でその都度市長が定める額	

3 公の施設附属設備使用料

(1) 古川町森林公園

公の施設の名	区分	単位	使用料	備考
古川町森林公園	テント持込み料	1張	540円	
	自動車乗入れ料	1台	540円	
	キャンピングカー乗入れ料	1台	1,080円	
	バイク乗入れ料	1台	260円	

(2) 神岡町公民館

公の施設の名	分類	種類又は品目	単位	使用料の額		
				ホール	控室	大会議室

3 公の施設附属設備使用料

(1) 古川町森林公園

公の施設の名	区分	単位	使用料	備考
古川町森林公園	テント持込み料	1張	550円	
	自動車乗入れ料	1台	550円	
	キャンピングカー乗入れ料	1台	1,100円	
	バイク乗入れ料	1台	270円	

(2) 神岡町公民館

公の施設の名	分類	種類又は品目	単位	使用料の額		
				ホール	控室	大会議室

資 料

神岡町公民館	舞台施設	金びょうぶ	1 双	1,080 円		
	楽器	グランドピアノ	1 台	3,240 円		
		たて型ピアノ	1 台		540 円	540 円
	照明施設	音響施設	1 式	5,400 円		
		照明施設	1 式	5,400 円		
		スクリーン	1 式	540 円		

神岡町公民館	舞台施設	金びょうぶ	1 双	1,100 円		
	楽器	グランドピアノ	1 台	3,300 円		
		たて型ピアノ	1 台		550 円	550 円
	照明施設	音響施設	1 式	5,500 円		
		照明施設	1 式	5,500 円		
		スクリーン	1 式	550 円		

飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

消費税率等の引上げ等に伴う改正

2 改正の内容

(1) 消費税率等の引上げに伴う改正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）により、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、各種施設及びその附属設備の使用料の金額を改正するもの

(2) 公民館施設における使用料設定の削除に伴う改正

別表第2において規定する古川町公民館について、古川町商工会が管理する研修室1号の使用料の設定を削るもの

(3) 使用料の加算の見直しに伴う改正

公の施設の効果的な活用を推進するため、その使用料のうち、スポーツ施設及び文化施設について、市内に住所を有しない者が使用する場合及び営利行為を目的に使用する場合の加算を撤廃することに伴い、備考より当該規定を削るもの

(4) スポーツ施設における使用料設定の削除に伴う改正

別表第2において規定する坂巻公園テニス場について、現在テニス場として使用に供していないことに伴い、使用料の設定を削るもの

(5) その他の改正

別表中の体裁及び表記を統一するもの

3 施行日 令和元年10月 1 日